（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種　別　単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,430	260,000	100,000	32	3,200	760	28,000	150
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	360	70,000	30,000	8	800	200	7,000	40
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	960	170,000	70,000	21	2,200	520	19,000	100
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	240	50,000	20,000	6	600	140	5,000	30

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	サモア	ソロモン
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	タラ	ドル
200	2,300	2,500	2,000	25	1,050	32	530,000	80	24,000	37,000	200,000	26	58	190
60	600	700	500	7	250	8	140,000	20	6,000	10,000	50,000	7	15	50
140	1,600	1,700	1,300	17	700	21	350,000	60	16,000	25,000	133,340	17	39	130
40	400	500	400	5	200	6	90,000	20	4,000	7,000	33,340	5	10	40

トンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱ	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	ｱﾒﾘｶ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ	キューバ	グアテマラ
パ・アンガ	ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル
44	31	56	25	46	25	25	25	26	135	510	25	218.75	25	200
11	8	14	7	12	7	7	7	7	35	130	7	61.25	7	50
30	21	38	17	31	17	17	17	18	90	340	17	148.75	17	140
8	6	10	5	8	5	5	5	5	25	90	5	43.75	5	40